

愛知県GAP認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への食材提供を目指す県内の農場において、県が定める基準に従い農産物が生産・出荷されていることを県が認証する愛知県GAP認証制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農場

経営体における品目ごとの部門とする。

(2) 認証対象農産物

認証の対象とする農産物は、米、麦、大豆、野菜、果樹、茶とする。

(3) 認証

農産物の生産にあたって、認証に関する基準（以下「認証基準」という。）及び認証に関する要件（以下「認証要件」という。）に適合していることを知事が確認し証明することをいう。

(4) 認証取得者

前号の規定により認証を取得した経営者又は、団体をいう。

(5) 現地確認員

農場の生産工程管理の実施状況を認証基準に基づき現地確認する者をいう。現地確認とは、認証基準に適合した取組がなされているか否かの判断、改善指導に基づいた改善状況の確認を行うことをいう。

なお、現地確認員は、別に定める者から知事が任命するものとする。

(認証基準)

第3条 農場に関する認証基準は、愛知県GAP産地導入の手引きで定める認証に関する取組事項についてのチェック基準をいう。

2 団体に関する認証基準は、前項の認証基準に、別に定める団体事務局の取組事項に関する認証基準を加えたものとする。

(認証要件)

第4条 取組の全てが認証基準に適合していることを要件とするものとする。

(認証の申請者要件)

第5条 認証を申請することができる者は、次の要件に該当するものとする。

- (1) 県内で農産物を生産する個人、個人が共同管理により生産を行う任意組織若しくは法人、又はそれらが組織する団体であること。
- (2) 前号における団体は、取り扱う品目に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の遵守を管理する事務局を有すること。
事務局には、事務局責任者を配置すること。

(認証申請)

第6条 認証を受けようとする者は、別に定める関係書類を添えて、知事に申請するものとする。

(現地確認)

第7条 現地確認員は、農場の生産工程管理の実施状況に関して、現地確認を行うものとする。

- 2 団体からの申請の場合、現地確認員は、団体事務局への現地確認を行うとともに、団体に所属する構成員数の平方根以上（小数点切り上げ）を満たす数の構成員をサンプリングし、現地確認を行うものとする。

(審査委員会)

第8条 知事は、認証の可否を審査するため、別に定める県職員で構成する審査委員会を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、申請書類と現地確認の報告により認証要件への適合を審査するものとする。
なお、必要に応じて申請者から資料等の提出を求めることができるものとする。

(公平性確保委員会)

第9条 知事は、本制度の公平性及び客観性を確保するため、別に定める外部有識者等で構成する公平性確保委員会を設置するものとする。

- 2 公平性確保委員会は認証申請に対する審査結果の公平性について点検するものとする。

(認証)

第10条 知事は、審査委員会による審査の結果、認証要件に適合していると認めるときは、公平性確保委員会で公平性の点検を受けた後、当該申請を認証し、通知するものとする。

- 2 認証に要する経費は、無償とする。

(内部点検結果の審査)

第11条 認証取得者は、年1回、生産工程管理の実施状況について、認証基準に適合していることを内部点検し、その結果を知事に報告するものとする。

2 現地確認員は、内部点検の結果について、第7条を準用し現地確認を行うものとする。

3 知事は、認証取得者の内部点検結果報告及び現地確認員による現地確認結果により、認証要件への適合を審査委員会で審査し、その結果について公平性確保委員会で公平性の点検を受けるものとする。

(認証の有効期間)

第12条 認証の有効期間は、2021年11月30日までとする。

(認証内容の変更)

第13条 認証取得者は、認証申請した内容に変更が生じた場合は、遅滞なく知事に届け出るものとする。

(認証情報の公表)

第14条 知事は、認証制度の概要、認証基準及び認証取得者の情報について、県のWebページ等で公表するものとする。

2 知事は、前項の認証取得者情報の公表については、当該認証取得者の取組が認証要件に適合していないこと等の報告があった場合は、公表を取りやめることができるものとする。

3 知事は、前項の認証取得者情報を再び公表する場合、現地確認員による現地確認結果により、当該認証取得者の取組について、認証要件への適合を審査委員会で審査し、その結果について公平性確保委員会で公平性の点検を受けるものとする。

(認証取得者の責務)

第15条 認証取得者は、関係法令を遵守しなければならない。

2 認証取得者は、農場及び認証対象農産物について、安全性に関する事故（以下「事故」という。）や苦情等が発生した場合は、自己の責任の下で対応し、記録を残すものとする。併せて知事へ報告するとともに、県の行う原因究明に協力しなければならない。

(認証の取消)

第16条 知事は、現地確認の結果、認証取得者が次の各号に該当する場合は、認証を取り消すことができるものとする。認証の取り消しを行う場合は、審査委員会

により審査を行い、その結果について公平性確保委員会で公平性の点検を受けた後、取消の決定を行い、公表するものとする。

- (1) 認証取得者の取組が、認証要件に適合していないこと等不適切な事実が確認され、かつ改善指導に従わない場合
- (2) 認証取得者の報告内容に虚偽が判明した場合
- (3) その他認証取得者が信頼性を著しく損なう行為をした場合

2 知事は、認証取得者から認証辞退の届出があった場合は、認証を取り消すものとする。

(書類等の整備及び保管)

第17条 認証取得者は、認証を受けた取組に関する書類、所属する構成員の名簿等を整備し、認証を受けた期日から3年間保管するものとし、知事の求めがあった場合にはこれを提示しなければならない。

(事故の対応)

第18条 知事は、事故の発生の報告を受けた場合は、速やかに原因究明を行うとともに、認証取得者に対し適切な指導を行うものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は農業水産局長が別に定める。

附則 この要綱は平成30年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年11月13日から施行する。